

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.8)

「平成 30 年 7 月豪雨災害」により影響を受けた手続期間の延長

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一

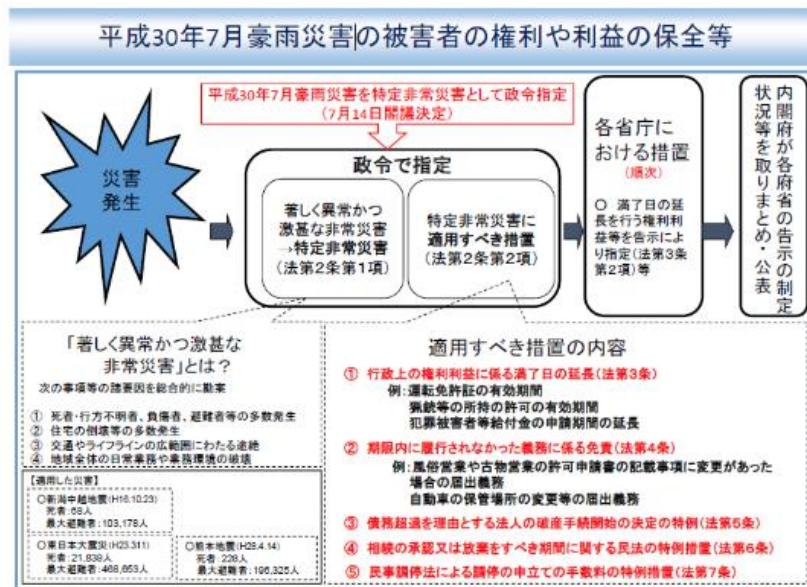


初めに、平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。できるだけ早い復旧を、心からお祈りいたします。

今回の知財ニュースは、この「平成 30 年 7 月豪雨災害」により影響を受けた手続期間の延長についてです。

特許庁HPにありますように、今回の豪雨災害の被災者については、権利化手続き等に関し、一定の手続き（各手続書面の最後に【その他】の欄を設けて「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 3 項の規定による申出」として具体的な被災内容を記載する）を行えば、手続期間の延長（最大、平成 30 年 11 月 30 日まで）が認められることになりました。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/nishi_nihon_gou_enchou.html



出典「平成 30 年 7 月豪雨災害における被災者支援の取組み」内閣府 HP

この手続期間の延長は、阪神淡路大震災の後に制定された「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づいてなされるもので、①行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第 3 条）に当たります（上図参照）。このため、産業財産権の手続以外にも、運転免許証の更新等、あらゆるものに手続期間の延長が認められるようです。

この手続期間の延長については、出願人保護の要請が強いため、共同出願の出願人の一部が被災した場合、願書に記載した本社住所と異なる研究所が被災した場合、代理人が被災した場合、発明者が被災した場合等についても適用されるようです。

(https://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/touhokujishin2_2.htm 「手続期間の延長に係る Q & A」参照)

ただし、この適用については、個々の事案ごとに、個別具体的に判断されるようですので、この手続を行なう場合は、しっかりと「申出」の内容を記載することが求められると思います。

以上